

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照条文

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）（第一条関係）・・・一
- 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）（第二条関係）・・・二
- 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）（第三条関係）
  - ・・・・三
- 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）（第四条関係）・・・四

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 1 附 則 （略） 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一の規定による検査（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。</p>	<p>2 1 附 則 （略） 設置法附則第二十二条第一項の規定により設置法附則第十七条の規定による改正後の法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた設置法附則第十七条の規定による改正前の法（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。）であつて、この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されているもの及びその附属施設であつて、第四十二条、第五十七条第二項に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>4 1 3 附 則 （略）</p> <p>4 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。</p>	<p>4 1 3 附 則 （略）</p> <p>4 設置法附則第二十二条第一項の規定により設置法附則第十七条の規定による改正後の法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた設置法附則第十七条の規定による改正前の法（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。）であつて、この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されているもの及びその附属施設であつて、第五十三条、第七十二条第二項に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。</p>

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）（第二条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 1 附則 （略） 2 1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第十一條及び第十二條並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二條及び第五十八條第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二條及び第五十八條第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一の規定による検査（研開炉技術基準規則第五十五條及び第七十二條第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。</p>	<p>2 1 附則 （略） 2 1 設置法附則第二十二條第一項の規定により設置法附則第十七條の規定による改正後の法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた設置法附則第十七條の規定による改正前の法（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三條第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二條第五項に規定する発電用原子炉をいう。）であつて、この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されているもの及びその附属施設であつて、第四十二條、第五十八條第二項に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。</p>

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 3 附 則 （略）</p> <p>4 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉及施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十五条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十五条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。</p>	<p>1 3 附 則 （略）</p> <p>4 設置法附則第二十二条第一項の規定により設置法附則第十七条の規定による改正後の法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた設置法附則第十七条の規定による改正前の法（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。）であつて、この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されているもの及びその附属施設であつて、第五十五条、第七十二条第二項に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。</p>